

名古屋市感染症診査協議会に置く感染症部会等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第17号

名古屋市感染症診査協議会に置く感染症部会等に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市感染症診査協議会に置く感染症部会等に関する規則（平成19年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 2項に次のただし書を加える。

ただし、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要と認めるときは、一の結核部会に他の結核部会の所管区域内に居住地を有する結核患者に係る案件を取り扱わせることができる。

第 4条第 2項中「協議会の」を削る。

附 則

この規則は、令和 7年 4月 1日から施行する。